



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

新型コロナウイルス感染症への対応において、各学校、年間指導計画を工夫しながら取り組んで頂き、誠にありがとうございます。実践を通して、様々な課題を解決しながら授業を進められてきたのではないのでしょうか。みなさんの実践を共有し、各学校の実践に生かして頂きたいと思えます。

さて、小学校は本年度から、中学校は来年度から学習指導要領が完全実施となります。小、中、高のつながりを意識して、家庭科で育成すべき資質・能力を確実に育成していくことが求められています。そのために、「はままつの教育」において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のポイントについて以下の2つを示しました。

- 解決したいという思いを引き出す学習展開を工夫する。
- 実践から見えた課題を基に、改善策を見いだす場面を意図的に仕組む。

浜松市の家庭科の授業を参観させて頂いて、これらのポイントを意識した題材を構想し、授業が実践されています。一例として、先日訪問した学校の授業を紹介します。

「整理・整とんで快適に」という題材です。教室を快適に使用するために、整理・整頓の仕方を改めて考え直し、教室の様々な収納場所の整理・整頓の仕方について話し合いながら、実践活動を行っていました。

活動する際、教師は次のような点を意識していました。

- 1 解決したいという思いを引き出すために資料を工夫する
 - (1) 家庭での調査活動
 - (2) 片付いた場所や片付いていない場所の写真を提示し、気付きや疑問を話し合う活動
- 2 「生活の営みに係る見方・考え方」のうち、「健康・快適・安全」などの視点を子供から引き出す工夫
- 3 実践活動を振り返り、新たな課題発見につながる場の設定

主体的・対話的で深い学びを実現するため、学習過程の中で子供が課題意識をもち、主体的・対話的で深い学びから授業を改善することで、生活をよりよく工夫する資質・能力や生活を工夫し創造する資質・能力が育成されます。今後も、日々の授業を大切に、実践して行ってください。

浜松市教育委員会指導課
嶋田 善守

Q. 消費者教育を進めていく上でのポイントは何ですか？

□なぜ消費者教育が必要か

はじめに、つぎのクイズに挑戦してみましょう。

Q 1. 成年年齢が 20 歳と定められたのは、いつの時代からでしょうか。当てはまるものを選んでください。

①明治 ②大正 ③昭和

Q 2. 2022 年 4 月 1 日から成年年齢が引き下げられます。現行の 20 歳から「何歳に」引き下げられるのでしょうか。

Q 3. 成年年齢が引き下げられるのは、なぜでしょうか。

我が国における成年年齢は、「明治 9 年(1876 年)」以来、20 歳とされてきました。146 年間もの間、民法で定められてきた成年年齢は、2022 年 4 月 1 日から「18 歳」に引き下げられます。憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢等が 18 歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18 歳、19 歳を大人として扱うという政策が進められています。世界的にみても成年年齢は 18 歳が主流であり、「若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促す」ことが期待されています。

民法の成年年齢には、一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができます(未成年者取消権)。この権利は未成年者を保護し、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきました。しかし、成年年齢が 18 歳に引き下げられると、18 歳、19 歳は未成年者取消権を行使することができなくなり、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。そこで、政府は、小・中・高等学校等における消費者教育の充実に取り組むことを打ち出しました。学習指導要領の改訂では、教育内容の主な改善事項として、主権者教育や防災・安全教育と並んで、消費者教育の充実が明記されています。

2012 年 8 月に、消費者市民社会の構築に向けて「消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)」が施行されました。消費者教育の体系イメージマップでは、幼児期から高齢期までライフステージごとで行う消費者教育の内容が示されています。すなわち、生涯を通じて消費者教育を推進し、学びの機会を保障することが求められています。

□家庭科における消費者教育

家庭科は、小学校 5・6 学年から高等学校で学びます。各学校段階の消費者教育の内容をみてみましょう。

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)では、「C 消費生活・環境」の「(1)物や金銭の使い方と買い物」において、「(ア)買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。」の内容の取扱いとして、「売買契約の基礎について触れること。」が示されています。知識として「身近なものの選び方、買い方を理解する」、技能として「目的に合った品質のよいものを選んで購入するために情報の収集・整理をする」、思考力・判断力・表現力等として「情報を整理し、選んだ理由や

買い方について判断する」ことが掲げられています。中学校ではキャッシュレス化，クレジットカードによる三者間契約，物資・サービスの消費者被害を，高等学校では不測の事態に備えた対応，消費者信用やそれらをめぐる問題を取り上げます。

情報社会の進展等に対応して，情報を適切に活用した意思決定や，目に見えづらい金銭を管理し，不測の事態に備えて経済生活をマネジメントすることの重要性が増しています。家庭科教育において，消費者市民としての自立を促すことが必要です。

小学校	中学校「家庭分野」	高等学校「家庭基礎」
<p>(1)物や金銭の使い方と買物 売買契約の基礎について触れる。</p> <p>知識 身近な物の選び方，買い方を理解する</p> <p>技能 目的に合った品質のよいものを選んで購入するために情報の収集・整理をする</p> <p>思考力・判断力・表現力等 情報を整理し，選んだ理由や買い方について判断する</p> <p>(2)環境に配慮した生活</p>	<p>(1)金銭の管理と購入 計画的な金銭管理の必要性 キャッシュレス化 クレジットカードによる三者間契約</p> <p>(2)消費者の権利と責任 身近な消費行動と関連を 図った物資・サービスの消費者被害を扱う。</p> <p>(3)消費生活・環境についての課題と実践</p>	<p>(1)生活における経済の計画 将来のリスクを想定して，不測の事態に備えた対応などについて触れること。</p> <p>(2)消費行動と意思決定 多様な契約やその義務と権利について取り上げるとともに，消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。</p> <p>(3)持続可能なライフスタイルと環境 環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点をおくこと。</p>

□消費者教育とSDGs

これからの消費者教育では，SDGs（持続可能な開発目標）と関連を図ることも考えられます。SDGsの中の「12 つくる責任 つかう責任」に着目しがちですが，カカオ栽培における児童労働は，「4 質の高い教育をみんなに」や「10 人や国の不平等をなくそう」とも関連しています。私たちの生活は，世界中のさまざまな人たちの生活とつながりあって成り立っています。



そうした広い視野をもって消費行動をとらえ，よりよい世界の創造を意図した消費者教育の取り組みが期待されます。

静岡大学学術院教育学領域准教授
小清水 貴子